



第73回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 | 2026年6月26日 (金曜日)
午前10時

場 所 | 東京都千代田区九段南一丁目6番5号
九段会館テラス
3階302-茜

■ 目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43
株主総会会場ご案内図	末尾

TDCソフト株式会社

証券コード：4687

招集ご通知

2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目6番5号

TDCソフト株式会社

代表取締役社長 小林 裕嘉

(証券コード 4687)

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.tdc.co.jp/ir/mid-stock/meeting/>)
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、**当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので**、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、電子提供措置事項に掲載の「インターネットによる議決権行使について」(4頁)をご確認くださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

またインターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効なものといたします。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2 場 所 東京都千代田区九段南一丁目6番5号

九段会館テラス 3階302-茜

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 会場受付にて、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 3. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表等により、上記対応を更新する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tdc.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 4. ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 6. 当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで**

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時まで**

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



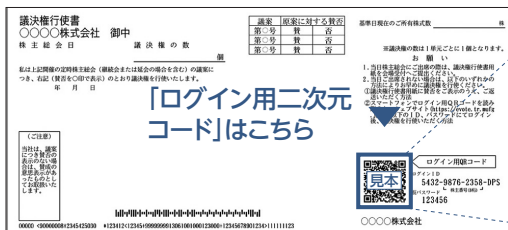
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 **2026年6月26日（金曜日）午前10時**

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、またはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 二次元コードを読み取る方法



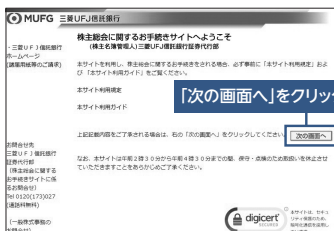
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用二次元コード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

議決権行使書副票(右側)

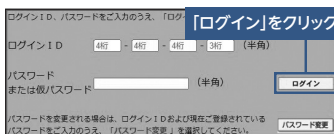
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2026年6月25日(木曜日))の午後5時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
☎ 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきまして、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、株主に対する積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づくとともに株主各位の日頃のご支援にお応えするため、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類
金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき33円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は1,578,686,175円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役小林裕嘉、高瀬美佳子、熊田稔、中川順三及び倉本昌和の5名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位	属性	取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	こばやし ひろよし 小林 裕嘉	代表取締役社長	再任	11回/11回 (100%)	8年
2	くまだ みのる 熊田 稔	取締役	再任	11回/11回 (100%)	2年
3	なか がわ じゅん ぞう 中川 順三	取締役	再任	11回/11回 (100%)	6年
4	くら もと まさ かず 倉本 昌和	取締役	再任	11回/11回 (100%)	4年

候補者
番号

1

こ ばやし ひろ よし
小 林 裕 嘉

再任

■生年月日

1964年3月1日生

■取締役在任期間 8年

■取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

■所有する当社株式の数

100,700株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年1月 当社入社
2009年4月 当社ソリューションサービス本部副本部長
2011年4月 当社執行役員
ITビジネス本部副本部長
2016年4月 当社経営企画本部長
2018年4月 当社ITインテグレーション事業本部長
技術開発推進本部副本部長
2018年6月 当社取締役執行役員
2019年1月 当社取締役常務執行役員
2019年4月 当社専務取締役執行役員
2019年6月 当社代表取締役社長(現任)
2026年4月 当社関西支社担当(現任)

■取締役候補者とした理由

小林裕嘉氏は、技術・開発部門を中心とした経歴を持ち、その豊富な経験に基づき2018年から取締役として経営に携わり、2019年からは代表取締役社長に就任し、グループ全体の企業価値向上に向け、強いリーダーシップを発揮しております。引き続き当社経営の意思決定に参画することが、当社グループの企業価値向上と持続的な成長に資すると判断し取締役候補者としております。

くま だ
熊 田
みのる
稔

再任

■生年月日

1972年11月25日生

■取締役在任期間 2年

■取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

■所有する当社株式の数

39,600株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年4月 当社入社
- 2016年4月 当社ソリューションビジネスユニット
ソリューション事業本部クラウド&サービス事業部長
ソリューション企画本部ソリューション企画部長
- 2018年4月 当社ソリューション事業本部クラウド&サービス事業部長
技術開発推進本部ビジネス&インキュベーション推進室長
技術開発推進本部アジャイル・マイクロサービス推進室長
システム開発本部副本部長
営業本部イノベーション営業部マーケティンググループ担当部長
- 2019年4月 当社執行役員
デジタルテクノロジー本部長
システム開発本部副本部長
- 2021年4月 当社上席執行役員
デジタルテクノロジー本部長 (現任)
金融ビジネスデザイン事業本部長
ソリューション事業本部長
システム開発本部副本部長
- 2024年4月 当社上席執行役員VP
- 2024年6月 当社取締役執行役員 (現任)
イノベーション&テクノロジー分野担当 (現任)
ソリューション分野担当
- 2025年4月 当社R&D推進室担当 (現任)
人事・労務分野担当 (現任)
コーポレート統括本部長 (現任)
- 2026年4月 当社コンサルティング分野担当 (現任)

■取締役候補者とした理由

熊田稔氏は、入社以来、技術・開発及び営業部門長としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その幅広い経験や知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に資する人材と判断し取締役候補者としております。

候補者
番号

3

なか がわ じゅん ぞう
中 川 順 三

再任 社外 独立役員

■ 生年月日

1953年1月22日生

■ 取締役在任期間 6年

■ 取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

■ 所有する当社株式の数

500株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本電信電話公社（現 NTT株式会社）入社
- 2000年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現 株式会社NTTデータグループ）金融システム事業本部第四金融システム事業部長
- 2003年 4月 同社金融ビジネス事業本部チャンネルビジネスユニット長
- 2005年 4月 日本コムシス株式会社
ITビジネス事業本部情報ビジネス本部第一情報ビジネス部長
- 2007年 7月 同社執行役員
ITビジネス事業本部副部長
情報ビジネス本部長
- 2009年 4月 コムシス情報システム株式会社取締役執行役員
システム事業本部長
- 2011年 6月 同社常務取締役
- 2012年 9月 コムシステクノ株式会社常務取締役
情報システム部長
- 2015年 6月 同社代表取締役社長
- 2018年 6月 同社相談役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中川順三氏は、株式会社NTTデータグループをはじめとした複数の企業にて、主に技術・開発部門で職務経験を積んだのちに、コムシステクノ株式会社では、代表取締役社長を務められております。2020年6月からは、当社取締役に就任し、その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見をいただけるとともに、社外取締役及び独立役員として、一般株主保護の観点から経営の監督を行っていただけていることから、引き続きその役割に期待し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

くらもとまさかず
倉本昌和

再任 社外 独立役員

■生年月日

1956年10月7日生

■取締役在任期間 4年

■取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

■所有する当社株式の数

2,800株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日本電信電話公社（現 NTT株式会社）入社
1997年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社
顧客料金系システム事業部担当部長
2001年4月 株式会社NTTドコモ
情報システム部料金システム担当部長
2007年6月 同社理事丸の内支店長
2010年6月 ドコモ・ビジネスネット株式会社（現 株式会社ドコモCS）
取締役販売本部長
2012年6月 ドコモ・テクノロジ株式会社 取締役総務経理本部長
2014年6月 ドコモ・データコム株式会社 取締役経営企画本部長
2019年6月 ドコモ・テクノロジ株式会社 監査役
2021年6月 同社特別参与
2022年6月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

倉本昌和氏は、NTTグループにて、主に技術・開発部門で職務経験を積んだのちに、NTTグループの複数の企業にて取締役を務められております。取締役就任後は、販売分野、経営企画、管理部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。その幅広い経験や知見を活かし、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見をいただけるとともに、社外取締役及び独立役員として、一般株主保護の観点から経営の監督を行っていただけていることから、引き続きその役割に期待し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 中川順三氏、倉本昌和氏は、社外取締役候補者であります。
なお、取締役中川順三氏、倉本昌和氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は社外取締役との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結しております。中川順三氏、倉本昌和氏が取締役に選任された場合には、引き続き同契約を継続する予定です。
4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年7月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役の各候補者については、再任の4名については、既に当該保険契約の被保険者となっております。また、本議案にて各候補者が取締役に選任された場合には、4名全員が当該保険契約の被保険者になる予定です。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が負担することとなる会社の役員等としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求されたことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。

取締役・監査役の有するスキル一覧

役職名	氏名	経営全般	技術・研究開発	国際的経験	営業販売	財務・会計	健康経営	法務・コンプライアンス
代表取締役社長	小林 裕嘉	●	●	●			●	
専務取締役	小田島 吉伸	●	●	●	●			
取締役	河合 靖雄	●	●		●	●	●	●
取締役	熊田 稔	●	●	●	●			
取締役	村上 知也		●		●			
取締役	梶 保夫	●	●		●			
取締役	尾崎 集一				●	●	●	●
取締役(社外)	中川 順三	●	●					
取締役(社外)	川崎 久美子						●	
取締役(社外)	倉本 昌和	●	●		●	●	●	●
取締役(社外)	山本 裕子	●						●
常勤監査役(社外)	森 徹宏				●	●		
常勤監査役	野崎 聡	●		●	●			
非常勤監査役(社外)	岡松 宏明	●	●		●			

※各取締役・監査役の有するすべての知見や経験を表すものではなく、特に期待するスキルについて記載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、佐々木伸悟氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さ さ き し ん ご
佐々木 伸 悟

社 外

■生年月日

1958年7月3日生

■所有する当社株式の数

4,000株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年8月 監査法人サンワ事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1992年3月 公認会計士登録
1995年9月 共栄総合会計事務所入所
1997年2月 税理士登録
2003年4月 佐々木公認会計士事務所開業
同所代表（現任）

■補欠の社外監査役候補者とした理由

佐々木伸悟氏は、公認会計士・税理士として豊富な経験を有しております。税務・会計分野における豊富な経験と専門的知見を当社の監査に反映いただきたく、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者佐々木伸悟氏と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 佐々木伸悟氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。
3. 本議案が承認可決され、佐々木伸悟氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年7月更新の予定です。本議案が承認可決され、佐々木伸悟氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になる予定であります。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が負担することとなる会社の役員等としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求されたことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の主要施策

当連結会計年度(2025年4月1日~2026年3月31日)における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の底堅さを背景に緩やかな回復基調を維持しています。一方で、物価上昇による個人消費の弱さや地政学リスクの高まりにより、先行きが不透明な状況が続いております。

情報サービス産業におきましては、企業の競争力強化を目的としたデジタルトランスフォーメーション(以下、DX)投資が継続しており、基幹領域を含むクラウドシフトの進展や、データ活用・業務プロセス高度化に向けた取り組みが広がっています。また、生成AIについては、業務実装やAI活用を前提とした業務プロセスの見直しが加速するなど重要性が高まっております。

このような環境の中で、当社グループは2025年4月から2028年3月における中期経営計画「Be a Visionary System Integrator」を策定しております。社会状況や技術動向の一層の変化に伴い、お客様が抱える課題はますます複雑かつ多様化し、本質的で価値の高い貢献が求められている中で、当中期経営計画では、一歩先の未来に向けた先見性を磨き、卓越した開発技術とサービスを提供していくことで、お客様の唯一無二の存在となり、長期的な成長を実現することをビジョンに掲げております。

このビジョンを実現するために、当社グループは二つの基本戦略を定めております。

一つ目の「専門性・知見の多角化と高度化」では、専門性の高い分野をより多岐にわたって保有することで、ますます複雑化する顧客課題への対応力を向上させることを目指します。

二つ目の「顧客の価値につなげる提案力の向上」では、要素技術の特性とお客様の状況や戦略に対する深い理解に基づき、ITを効果的に活用して顧客価値を最大化する提案力を高めることを目指します。

当連結会計年度においては、各事業分野は堅調に推移し売上高は計画を上回り増収を達成いたしました。利益面では、中期経営計画に基づき将来の事業拡大に向けた投資やM&Aを積極的に実施したものの、高付加価値事業の伸長や増収効果により、営業利益は増益となりました。投資に関する具体的な取り組みとしては、AI・ネットワーク等の先端要素技術の獲得や人財投資の観点からキャリア人財を含めた人材獲得や教育施策の強化を進めております。

なお、NTTグループの再編に伴う株式会社NTTデータグループの株式売却により特別利益が発生しております。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は48,359百万円(前年同期比8.9%増)、営業利益は5,159百万円(前年同期比8.1%増)、経常利益は5,359百万円(前年同期比9.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,880百万円(前年同期比13.0%増)となりました。

② 当連結会計年度の業績

売上高

483億59百万円

前期比 8.9%増 

営業利益

51億59百万円

前期比 8.1%増 

経常利益

53億59百万円

前期比 9.9%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

38億80百万円

前期比 13.0%増 

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

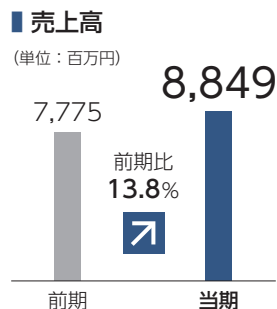
計算書類

監査報告書

【分野別の取組状況】

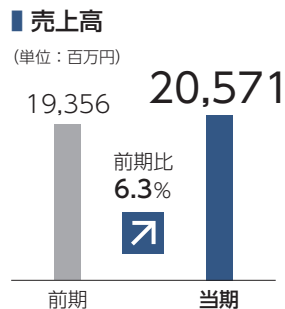
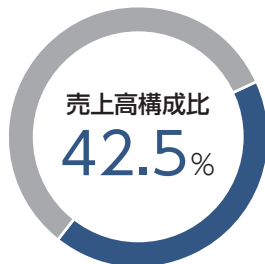
ITコンサルティング&サービス

ITコンサルティング&サービスは、お客さまのDX推進に向けたIT戦略やシステム化構想の立案、技術コンサルティング、最新の技術や開発手法の教育サービスの提供や、自社開発のクラウドアプリケーションサービスの提供、BI（注1）/DWH（注2）、ERP（注3）/CRM（注4）等のソリューションサービスの提供を行っております。当期は、クラウド関連のSaaS（注5）ソリューションやERPソリューションサービスが堅調に推移し、売上高は前年同期比13.8%増収の8,849百万円となりました。



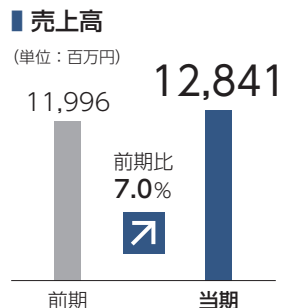
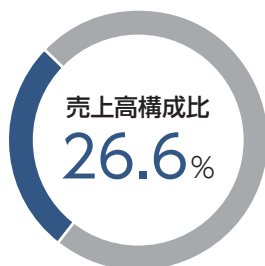
金融ITソリューション

金融ITソリューションは、金融業向けにシステム化構想・設計・開発・保守などの統合的なITソリューションの提供を行っております。当期は、銀行および保険関連のシステム開発案件等が堅調に推移し、売上高は前年同期比6.3%増収の20,571百万円となりました。



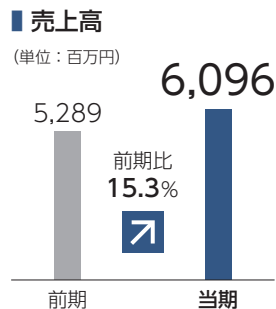
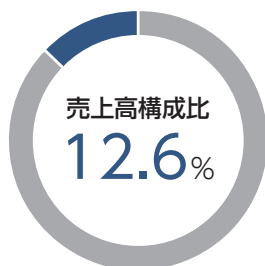
公共法人ITソリューション

公共法人ITソリューションは、流通業、製造業、サービス業や公共向けにシステム化構想・設計・開発・保守などの統合的なITソリューションの提供を行っております。当期は、鉄鋼業や食品、官公庁・教育機関向けの開発案件等が堅調に推移しており、売上高は前年同期比7.0%増収の12,841百万円となりました。



プラットフォームソリューション

プラットフォームソリューションは、ITインフラの環境設計、構築、運用支援、ネットワーク製品開発、ネットワークインテグレーション等の提供を行っております。当期は、保険、運輸業、エネルギー関連企業向けクラウド関連のインフラ構築案件が堅調に推移し、売上高は前年同期比15.3%増収の6,096百万円となりました。



- (注) 1. BI：Business Intelligenceの略。社内の情報を分析し、経営に生かす手法。
 2. DWH：Data Ware Houseの略。データ分析や意思決定のために、基幹系など複数システムから必要なデータを収集し、目的別に再構成して時系列に蓄積した統合データベースのこと。
 3. ERP：Enterprise Resources Planningの略。基幹系情報システムのこと。
 4. CRM：Customer Relationship Managementの略。顧客管理システムのこと。
 5. SaaS：Software as a Serviceの略。サーバで稼働するソフトウェアをサービスとして提供する形態のこと。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

この先のわが国の経済は、雇用・所得環境が改善している状況ではあるものの、地政学リスクは依然として強く、引き続き当面の間は不透明な状況が続くと見込まれます。情報サービス産業におきましては、引き続きDXによるビジネスの在り方や業務フローの革新に伴うITニーズは拡大すると同時にこれまで以上に求められる内容が高度化、多様化かつ複雑化しております。

そのような状況の中、当社グループは、長年培ってきた高度な技術力と社会の変化を先読みする洞察力をもって、お客様の真の課題解決に貢献するべく、2025年4月から2028年3月における中期経営計画「Be a Visionary System Integrator」をスタートしております。社会課題がより複雑化していく中、一歩先の未来に向けた先見性を磨き、卓越した開発技術とサービスを提供していくことで、お客様の唯一無二の存在となり長期的な成長の実現に邁進してまいります。そのために、専門性・知見の多角化と高度化に加え、お客様の価値につなげる提案力の向上を図るべく、事業戦略、投資戦略、人財戦略を重点戦略として定め、各種取り組みを推進してまいります。

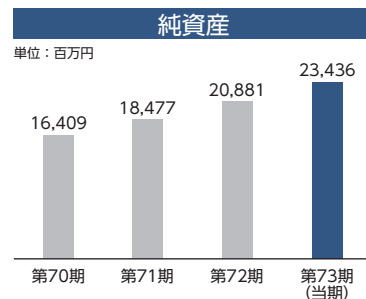
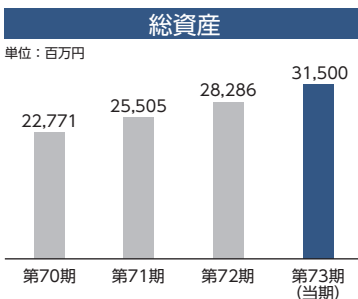
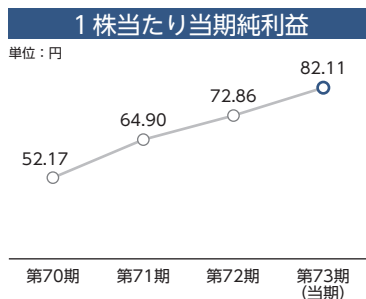
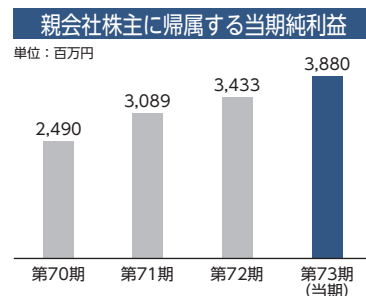
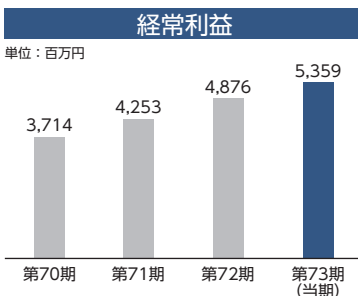
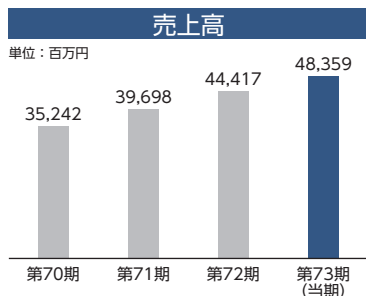
具体的な技術分野での投資は、AI・データエンジニアリング、ネットワーク・セキュリティ、UXD等の今後のSI事業に大きく影響を及ぼす可能性の高い要素技術を先行し獲得する取り組みや多様なお客様のITニーズに対応するサービス・製品開発をトップダウン型、ボトムアップ型の双方のアプローチで推進いたします。人財分野での投資は、引き続きエデュケーション施策の強化、戦略的なキャリア採用の推進などを実施します。また、多様な人財がより意欲的に仕事に取り組める働き方の仕組みや環境作りを行う等の投資を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	期別	第70期	第71期	第72期	第73期(当連結会計年度)
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	(百万円)	35,242	39,698	44,417	48,359
経常利益	(百万円)	3,714	4,253	4,876	5,359
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	2,490	3,089	3,433	3,880
1株当たり当期純利益	(円)	52.17	64.90	72.86	82.11
総資産	(百万円)	22,771	25,505	28,286	31,500
純資産	(百万円)	16,409	18,477	20,881	23,436
1株当たり純資産額	(円)	344.24	392.16	442.98	495.37

(注) 当社は2024年4月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第70期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。



事業報告

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TDCフューテック株式会社	47百万円	100%	システム開発、販売及び賃貸等
エールビジネスコンサルティング株式会社	20百万円	100%	システム開発及び販売等

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	内容
システム開発	コンサルテーション、開発から運用・管理までの一貫したシステム開発サービスの受託及びソフトウェアの設計、開発並びに保守の受託、自社製品の開発・製造・販売、他社製品の仕入・販売及びそれに付帯するサービスの提供

(8) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区
関西支社	大阪府大阪市

② 子会社

名称	所在地
TDCフューテック株式会社	東京都中央区
エールビジネスコンサルティング株式会社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減 (△は減少)
2,473 名	173 名

② 当社の従業員数

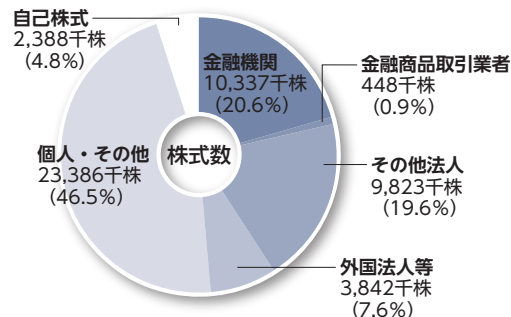
区分	従業員数	前事業年度末比増減 (△は減少)	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,736 名	90 名	37.0 歳	11.5 年
女性	467	49	31.5	6.6
合計又は平均	2,203	139	35.8	10.5

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	135 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	87
株式会社りそな銀行	42
株式会社大垣共立銀行	34

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 50,227,200株
(自己株式2,388,225株を含む)
- (3) 株主数 5,319名
(前事業年度末比59名増)



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社野崎事務所	6,315,300	13.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,179,300	8.7
TDC社員持株会	3,920,900	8.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,878,300	3.9
野崎 聡	1,610,400	3.4
株式会社 I Dホールディングス	1,200,000	2.5
野崎 哲	1,138,400	2.4
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,124,500	2.4
藤井 吉文	1,089,400	2.3
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	993,847	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式2,388,225株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
2. 当社は「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口) (以下「信託E口」という。)が当社株式527,900株を取得しております。信託E口が保有する当社株式については、自己株式に含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	127,200 株	3 名

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に取得した株式

普通株式	20株
取得価額の総額	0百万円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 裕 嘉		
取締役	小田島 吉 伸	専務執行役員 グループ経営担当 関西支社担当 グループビジネス本部長	TDCフューテック株式会社 代表取締役会長
取締役	高 瀬 美佳子	常務執行役員 法人分野担当 システム開発本部長	エールビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役社長
取締役	河 合 靖 雄	執行役員 金融分野担当 金融ビジネスデザイン事業本部長	
取締役	熊 田 稔	執行役員 イノベーション&テクノロジー分野担当 ソリューション分野担当 R&D推進室担当 人事・労務分野担当 デジタルテクノロジー本部長 コーポレート統括本部長 兼務	
取締役	村 上 知 也	執行役員 金融分野担当 公共分野担当 金融システム事業本部長 公共社会システム事業本部長 スマートSI推進室長 兼務	
取締役	梶 保 夫	執行役員 営業分野担当 コンサルティング分野担当 セールス&マーケティング本部長	
取締役	尾 崎 集 一	執行役員 コーポレート分野担当 経営管理本部長	
取締役	中 川 順 三		
取締役	川 崎 久実子		
取締役	倉 本 昌 和		
取締役	山 本 裕 子		笹浪総合法律事務所弁護士
常勤監査役	森 徹 宏		
常勤監査役	野 崎 聡		有限会社野崎事務所代表取締役社長
監査役	岡 松 宏 明		

- (注) 1. 取締役中川順三氏、川崎久実子氏、倉本昌和氏及び山本裕子氏は、社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役森徹宏氏及び岡松宏明氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役森徹宏氏は、長年にわたり、金融機関で業務に従事され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2025年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役橋本文雄氏、北川和義氏、大垣剛氏、桑原茂氏は退任いたしました。
5. 2025年6月27日開催の第72回定時株主総会において、新たに村上知也氏、梶保夫氏、尾崎集一氏、山本裕子氏が取締役に就任いたしました。
6. 取締役小田島吉伸氏は2025年4月1日付でエールビジネスコンサルティング株式会社の代表取締役社長を退任し、TDCフューテック株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。
7. 取締役高瀬美佳子氏は2025年4月1日付でエールビジネスコンサルティング株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
8. 2026年4月1日付の組織変更及び人事異動により、同日付で次のとおり異動がありました。

地位	氏名	異動後の担当
代表取締役社長	小林 裕 嘉	関西支社担当
取締役	小田島 吉 伸	専務執行役員 グループ経営担当 グループビジネス本部長
取締役	高 瀬 美佳子	常務執行役員 システム開発本部担当
取締役	河 合 靖 雄	執行役員 金融分野担当 法人分野担当 金融決済システム事業本部長
取締役	熊 田 稔	執行役員 イノベーション&テクノロジー分野担当 コンサルティング分野担当 R&D推進室担当 人事・労務分野担当 デジタルテクノロジー本部長 コーポレート統括本部長 兼務
取締役	村 上 知 也	執行役員 金融分野担当 公共分野担当 金融システム事業本部長 公共・社会基盤システム事業本部長 スマートSI推進室長 兼務
取締役	梶 保 夫	執行役員 営業分野担当 ソリューション分野担当 セールス&マーケティング本部長
取締役	尾 崎 集 一	執行役員 コーポレート分野担当 管理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役及び監査役、当社が採用する執行役員制度上の執行役員、並びに当社子会社の、これらのものと同様の地位にある者(以下、役員等と言います)

② 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる会社の役員等としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求されたことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の決定方法

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、決定方針という)を、2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

ii) 決定方針の概要

当社の取締役の報酬等の額は、取締役会の一任を受けた代表取締役が下記の方針を勘案して個別決定するものとする。なお、代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、当社の取締役の報酬等の額を個別決定しなければならない。

1. 社内取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成する。
2. 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとする。
3. 固定報酬は、役位及び評価に基づき算出する。
4. 業績連動報酬は、売上高・売上総利益・営業利益の業績指標及び業績達成度等に基づき算出する。
5. 非金銭報酬は、「株式給付信託(以下、BBT(Board Benefit Trust))」を採用する。BBTは、2017年6月29日開催の当社第64回定時株主総会決議及び別に定める役員株式給付規程に従って、株式価値に連動したインセンティブ付与制度として当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、当社株式等という)を支給する。当社株式等は原則として取締役の退任時に支給する。

iii) 取締役の個人別の報酬等の決定を委任された者の氏名並びに地位及び担当

代表取締役社長 小林 裕嘉

iv) 取締役の個人別の報酬等の決定を委任した理由

当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、取締役会における合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適していると考えられるためであります。

v) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

独立社外取締役による中立な立場からの見解を踏まえて、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

vi) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、売上高、売上総利益、営業利益の三つの業績指標の予算達成度に基づき、一定の計算式を用いて算出しております。業績指標として、売上高・売上総利益・営業利益を選定した理由は、売上高・売上総利益・営業利益の増加が、中長期的な株主資本の増加に繋がり、持続的な企業価値向上として株主の意向に沿うものと認識するためであります。なお、当事業年度に係る売上高、売上総利益、営業利益の実績は、損益計算書をご参照ください。

② 監査役の個人別の報酬等の決定方法

当社の監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分野別の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	16 (5)	345 (14)	199 (14)	141 (—)	5 (—)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	28 (15)	28 (15)	— (—)	— (—)
合計	19 (7)	374 (30)	227 (30)	141 (—)	5 (—)

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第71回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、2024年6月29日開催の第51回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額60百万円以内と決議いただいております。なお、第71回定時株主総会終結時点での取締役の員数は、12名(うち社外取締役4名)となります。また、第51回定時株主総会終結時点での監査役の員数は、3名(うち社外監査役3名)となります。
2. 2017年6月29日開催の第64回定時株主総会の決議により、(注) 1.とは別枠で取締役(社外取締役は除く)に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しており、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を非金銭報酬として記載しております。なお、第64回定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役は除く)の員数は、8名となります。
3. 上記員数、報酬等の総額には、2025年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び社外取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役 中川順三氏

i) 取締役会への出席状況

当事業年度中に開催した11回の取締役会に11回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

ii) 取締役会等における発言その他の活動状況

システム開発分野、特に金融システム開発分野における豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感又は意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

・取締役 川崎久実子氏

i) 取締役会への出席状況

当事業年度中に開催した11回の取締役会に10回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

ii) 取締役会等における発言その他の活動状況

複数の企業にて産業医として勤務した豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感又は意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

・取締役 倉本昌和氏

i) 取締役会への出席状況

当事業年度中に開催した11回の取締役会に11回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

ii) 取締役会等における発言その他の活動状況

システム開発業界において複数の企業にて取締役を務めた豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感又は意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

・取締役 山本裕子氏

i) 取締役会への出席状況

取締役就任後に開催した8回の取締役会に8回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

ii) 取締役会等における発言その他の活動状況

弁護士及び社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感又は意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

・常勤監査役 森徹宏氏

i) 取締役会及び監査役会への出席状況

当事業年度中に開催した11回の取締役会に11回、16回の監査役会に16回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

ii) 取締役会及び監査役会等における発言その他の活動状況

金融機関での豊富な経験と知識を元に、客観的かつ公正な立場から経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現のため積極的に発言を行っております。

・監査役 岡松宏明氏

i) 取締役会及び監査役会への出席状況

当事業年度中に開催した11回の取締役会に11回、16回の監査役会に16回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

ii) 取締役会及び監査役会等における発言その他の活動状況

システム開発分野における豊富な経験と知識を元に、中立な立場から経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現のため積極的に発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めておりますが、現時点で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を取締役会において決議しております。基本方針は以下のとおりです。

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、適正な業務執行を行っていく基盤として当社及びグループ会社（以下、当社グループという）の企業理念及び行動指針を定め、自らの責務である内部統制システムの整備を行う。

当社グループの取締役、執行役員及びその他の使用人は、業務の適正を確保するための体制の整備に向けて本方針の実現に取り組む。

<企業理念>

わが社は、
最新の情報技術を提供し
お客様の繁栄に寄与するとともに
社員の生きがいを大切に
社会と共に発展することを目指します。

<行動指針>

私たちの価値 Our Value

お客様の視点で発想し、創造性（Creativity）を発揮します。
高い目標にむかって、果敢に挑戦（Challenge）します。
オープンに語り合い（Communication）、夢と感動を共有します。
技術力の向上を図り、自己実現（Capability）を目指します。
法令を遵守（Compliance）し、誠実かつ公正に行動します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。
 - (1) コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。
 - (2) 当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理を守るとともに、その徹底のため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。

- (3) 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- (4) 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
- (5) 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。
- (6) 内部監査部門は、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について監査を実施し報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する責任者にあたる取締役を選任する。

当社は、その責任者の指揮のもと、文書管理規程その他社内規程に基づき情報の管理を行う。

取締役は、自らの意思決定及び関連するプロセスを以下に定める文書に記録しなければならない。

- (1) 株主総会議事録及び関連資料
- (2) 取締役会議事録及び関連資料
- (3) その他、重要な会議の議事録及び関連資料
- (4) 取締役が決裁した文書及び関連資料
- (5) その他、取締役の職務執行に関連する文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、リスクアセスメントを実施し、経営上重要なリスクに対して、予防措置及び事業継続計画を含むリスク管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。

- (1) 中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役会に報告する。
- (2) 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。
- (3) 会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。
- (4) ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制

度、人事管理制度等の社内体制を整備する。

(6) 経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の企業価値を最大化する観点から、適切な株主権の行使を行う。

また、以下の体制の構築を含めた企業集団の管理に関する規程を定め、企業集団の適正な管理を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社は、社内規程に基づき、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を遵守するとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。子会社は、その責任者の指揮のもと、経営上重要なリスクに対して、必要な措置を講じる。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。

- ① 中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役に報告する。
- ② 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。
- ③ 会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。
- ④ ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。
- ⑤ 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。
- ⑥ 経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。

- ① コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む当社グループ共通の行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践さ

せる。

- ② 当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理を守るため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。
- ③ 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に親会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、親会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- ④ 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
- ⑤ 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部を監査役の職務を補助する部門とし、同部門に所属する使用人を監査役の職務を補助する使用人とする。なお、監査役は、必要に応じて同部門以外に所属する使用人を補助すべき使用人として指名することができる。

内部監査部並びに指名された補助使用人は、監査役の職務を補助するに当たり、その指揮命令に基づいて業務にあたる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、補助使用人に関する任命、異動等の人事事項について、監査役会の同意を得る。

8. 監査役の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令に関し、取締役を含む補助使用人の上長等の指揮命令を受けないことを社内規程に明記し、徹底する。

9. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

監査役は、以下の報告の他、取締役会、経営会議、経営企画会議等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。

(1) 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について、速やかに監査役に報告を行う。

- ① 法令及び定款に違反する事項
- ② 内部通報制度による通報
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

また、情報管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、その他内部統制に関する事項を担当

する取締役、執行役員及びその他使用人は、その業務執行の内容を定期的に監査役に報告する。

(2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、執行役員及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、以下の事項について、速やかに当社の監査役に報告を行う。

- ① 法令及び定款に違反する事項
- ② 内部通報制度による通報
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公益通報者保護規程により、会社は通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないこと、また、通報者に対して不利益な取扱いを行った者に対して処分を課すことができることを明記し、徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行にあたり必要な場合において、弁護士や会計監査人に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は、当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理の徹底のため、グループ全社の役員及び社員への企業理念及び行動指針の周知徹底を図るとともにコンプライアンス教育を実施しております。

2. 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程その他社内規程に基づき、取締役職務執行に係る情報を文書に記録するとともに管理を行っております。

3. リスク管理体制

当社は、リスク管理責任者を選任し、リスク管理体制の整備を行うとともに、取締役会等の会議体においてその監督を行っております。

4. 効率的な業務執行を確保するための体制

当社は、中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取

締役に報告しています。また、取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、職務権限基準を定め、委任の範囲を明確に定めるとともに経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する経営会議を定期的を開催しております。

5. グループ会社の業務適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程により、子会社は、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行っております。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しています。また、監査役は、その役割・責務を果たすため、積極的に情報を収集するとともに、取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に意見交換を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであります。現状、特別な防衛策は導入しておりませんが、当社は次の基本方針を支持するものが、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもの」であることが望ましいと考えております。

《基本方針》

法令及び社会規範の遵守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値の向上を目指す。

- i) 効率的な資産活用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
- ii) 経営の透明性の確保
- iii) 顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築

なお、上記の基本方針に照らして不適切なものが当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者等とも協議の上、次の要件を充足するための必要かつ妥当な措置を講じるものとし、

- i) 当該措置が上記の基本方針に沿うものであること
- ii) 当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- iii) 当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(注) 本事業報告中の記載数値は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,895,835	流動負債	7,644,502
現金及び預金	10,871,435	買掛金	2,091,444
受取手形、売掛金及び契約資産	8,928,931	短期借入金	298,000
有価証券	4,405,838	未払金	504,238
仕掛品	157,587	未払費用	2,604,078
その他	532,042	未払法人税等	1,254,128
		未払消費税等	530,058
		役員賞与引当金	155,941
		その他	206,613
固定資産	6,604,306	固定負債	419,041
有形固定資産	800,943	従業員株式給付引当金	35,325
建物	666,444	役員株式給付引当金	54,774
工具器具備品	123,579	退職給付に係る負債	46,247
リース資産	10,920	資産除去債務	235,674
		その他	47,021
無形固定資産	246,991	負債合計	8,063,544
ソフトウェア	28,328	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	202,508	株主資本	21,909,974
電話加入権	4,973	資本金	970,400
その他	11,181	資本剰余金	986,256
		利益剰余金	21,177,752
投資その他の資産	5,556,371	自己株式	△1,224,434
投資有価証券	4,214,362		
関係会社株式	30,692	その他の包括利益累計額	1,526,624
差入保証金	804,949	その他有価証券評価差額金	1,526,624
繰延税金資産	467,202		
その他	39,164	純資産合計	23,436,598
		負債純資産合計	31,500,142
資産合計	31,500,142		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		48,359,422
売上原価		38,556,537
売上総利益		9,802,885
販売費及び一般管理費		4,642,923
営業利益		5,159,962
営業外収益		205,536
受取利息	18,914	
有価証券利息	27,990	
受取配当金	108,449	
その他	50,182	
営業外費用		6,446
支払利息	5,713	
その他	733	
経常利益		5,359,051
特別利益		166,275
投資有価証券売却益	166,275	
税金等調整前当期純利益		5,525,326
法人税、住民税及び事業税	1,839,272	
法人税等調整額	△194,449	
当期純利益		3,880,504
親会社株主に帰属する当期純利益		3,880,504

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	970,400	986,256	18,588,901	△1,278,964	19,266,592
当期変動額					
剰余金の配当			△1,291,652		△1,291,652
親会社株主に 帰属する当期純利益			3,880,504		3,880,504
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分				54,553	54,553
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	2,588,851	54,529	2,643,381
当期末残高	970,400	986,256	21,177,752	△1,224,434	21,909,974

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その 他 有価証券 評価差額金	その 他 の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,614,686	1,614,686	20,881,279
当期変動額			
剰余金の配当			△1,291,652
親会社株主に 帰属する当期純利益			3,880,504
自己株式の取得			△23
自己株式の処分			54,553
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△88,062	△88,062	△88,062
当期変動額合計	△88,062	△88,062	2,555,319
当期末残高	1,526,624	1,526,624	23,436,598

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,792,073	流動負債	7,192,904
現金及び預金	9,789,726	買掛金	1,995,217
受取手形、売掛金及び契約資産	8,252,094	短期借入金	298,000
有価証券	4,105,838	未払金	480,867
仕掛品	153,682	未払費用	2,450,165
その他	490,732	未払法人税等	1,166,513
		未払消費税等	474,335
		役員賞与引当金	141,000
		その他	186,803
固定資産	6,927,645	固定負債	372,794
有形固定資産	772,294	従業員株式給付引当金	35,325
建物	641,597	役員株式給付引当金	54,774
工具器具備品	119,776	資産除去債務	235,674
リース資産	10,920	その他	47,021
無形固定資産	237,836	負債合計	7,565,699
ソフトウェア	28,108	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	195,129	株主資本	20,632,588
電話加入権	3,416	資本金	970,400
その他	11,181	資本剰余金	986,256
投資その他の資産	5,917,514	資本準備金	242,600
投資有価証券	4,191,149	その他資本剰余金	743,656
関係会社株式	535,662	利益剰余金	19,900,366
差入保証金	760,690	その他利益剰余金	19,900,366
繰延税金資産	391,075	別途積立金	2,900,000
その他	38,936	繰越利益剰余金	17,000,366
		自己株式	△1,224,434
		評価・換算差額等	1,521,430
		その他有価証券評価差額金	1,521,430
資産合計	29,719,718	純資産合計	22,154,019
		負債純資産合計	29,719,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		45,347,074
売上原価		36,199,900
売上総利益		9,147,174
販売費及び一般管理費		4,213,189
営業利益		4,933,984
営業外収益		190,494
受取利息	15,963	
有価証券利息	27,990	
受取配当金	107,988	
その他	38,552	
営業外費用		6,319
支払利息	5,713	
その他	606	
経常利益		5,118,159
特別利益		166,275
投資有価証券売却益	166,275	
税引前当期純利益		5,284,434
法人税、住民税及び事業税	1,724,242	
法人税等調整額	△175,149	1,549,092
当期純利益		3,735,342

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	970,400	242,600	743,656	986,256	2,900,000	14,556,677	17,456,677	△1,278,964	18,134,369
当期変動額									
剰余金の配当				—		△1,291,652	△1,291,652		△1,291,652
当期純利益				—		3,735,342	3,735,342		3,735,342
自己株式の取得				—			—	△23	△23
自己株式の処分				—			—	54,553	54,553
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—			—		—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,443,689	2,443,689	54,529	2,498,219
当期末残高	970,400	242,600	743,656	986,256	2,900,000	17,000,366	19,900,366	△1,224,434	20,632,588

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		1,607,013	19,741,383
当期変動額			
剰余金の配当		—	△1,291,652
当期純利益		—	3,735,342
自己株式の取得		—	△23
自己株式の処分		—	54,553
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△85,582	△85,582
当期変動額合計		△85,582	2,412,636
当期末残高		1,521,430	22,154,019

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「その他資本剰余金」の当期末残高 743,656千円の内訳は、資本準備金減少差益598,400千円、自己株式処分差益145,256千円であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

T D C ソ フ ト 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TDCソフト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TDCソフト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表

示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

T D C ソ フ ト 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TDCソフト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

T D C ソ フ ト 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役 (社外監査役)	森 徹 宏 ㊟
常勤監査役	野 崎 聡 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	岡 松 宏 明 ㊟

以 上

